

1 プラン策定の背景

(1) 国の動向

平成30年6月、第3期教育振興基本計画が策定され、我が国における今後の教育政策の方向性と令和4年度までの5年間における、①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、③目標を実現するために必要となる施策群が示されました。

激動する時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。

誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと。そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が、今求められています。

平成29年7月に告示された学習指導要領は、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、新しい時代に求められる資質・能力の育成を趣旨として改訂されました。

また、平成29年12月、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定が行われ、教師のこれまでの働き方を見直して、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることを通して、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことが今後より一層求められています。

今後、超スマート社会（Society5.0時代）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいきます。今まで以上にグローバル化、超高齢化が進展し、将来の予測が困難な時代が到来すると言われていています。さらに、子供の貧困にかかる課題など、教育をめぐる状況の対応や課題解決が急務です。

こうした社会の大転換を乗り越え、未来を担う子供たちが豊かな人生を生き抜くために必要な力を身につけ、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割は大きいと言えます。

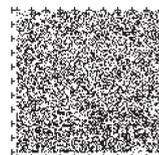
(2) 久留米市の状況

久留米市は、平成17年2月の広域合併からの10年間、「新たな躍動への始動期」と位置づけた第2次基本計画を推進し、平成27年度からの5年間、「新たな躍動への実践期」として、第3次基本計画のもとに市政の着実な発展に取り組んできました。

平成27年11月には、「一人ひとりを大切に、未来を担う人づくり」を基本理念として「教育に関する大綱」を策定し、推進してきました。

令和2年3月、新総合計画第4次基本計画を「新たな時代への飛躍」の期間と位置づけて策定し、令和2年度から令和7年度までの6年間、久留米市基本構想に掲げる目指す都市の姿の実現に向けて、時代潮流の変化を的確に捉えた都市づくりを目指して取り組んでいきます。

時を同じくして、第4次基本計画の教育分野を具現化していくものとして、「教育に関する大綱」を新たに策定しました。令和2年度から令和7年度までの6年間、「学び」が人をつくり、「地域」が人を育み、輝く未来を創る」ことを基本理念としています。学校教育や社会教育等の基本方針及び施策の方向性を示し、推進していきます。



(3) 久留米市教育振興プランについて

平成18年8月に教育施策の中期的重点事業プランとして「久留米市教育改革プラン（以下、「第1期プラン」という。）」を策定しました。

平成23年3月には、教育基本法に基づく教育振興基本計画に位置づけた「第2期久留米市教育改革プラン（以下、「第2期プラン」という。）」を定め、次代を担う人間力を身につけた子どもの育成を目指し、教育改革の施策に取り組んできました。

さらに平成28年3月には、第2期プランの総括を受け、効果の持続と課題の改善を基本方針とした「第3期久留米市教育改革プラン（以下、「第3期プラン」という。）」を定め、ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成を目指して推進してきました。

第3期プランの成果として、「不登校の予防と解消」では、年々改善傾向であり、また外国語教育の推進にかかる「英検3級以上の取得率」については、全国値を上回ることができました。しかしながら、「授業改善への支援」については、評価指標の達成には至らなかった項目があり、学力の保障と向上に関する課題の解決のためにさらなる取組が急務になっています。

これらのことから、第1期から第3期の教育改革プランの推進について取組の効果を検証し、充実・定着・拡大を基本方針としてさらなる振興と推進が求められます。そこでこの度、本教育プランの名称を「久留米市教育振興プラン（以下、「教育振興プラン」という。）」とし、推進を図っていきます。

2 位置付け

教育振興プランは、国の「第3期教育振興基本計画」の内容等を参酌するとともに、「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念及び基本方針等の実現に向けた久留米市教育施策の中期的事業プランです。

3 策定範囲

教育振興プランは、市立学校（小学校、中学校、特別支援学校、高等学校）における学校教育分野を主な対象とし、家庭や地域と協働した学校の教育力の向上に関する施策についても対象範囲とします。

なお、特別支援学校及び高等学校においては、学科や教育内容の専門性をはじめ、児童生徒の通学範囲も広域にわたるなどの状況があるため、教育振興プラン実施にあたっては教育委員会と連携を図りながら、学校の実態に応じた推進を行います。

4 対象期間

「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念や施策等との整合性を図る観点から、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

なお、今後の国の動向や社会状況の変化に応じて中間期で見直しを行います。

コラム

超スマート社会（Society5.0時代）とは、「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会のことです。IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生まれる時代が到来しようとしています。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などに伴う様々な課題の克服が期待されます。

